

SLN *SOFTIC LAW NEWS*

(財)ソフトウェア情報センター

発行 専務理事 金井 二郎
編集 調査研究室長 石原 壽夫

No. 5 1988. 7. 10

○スクリーン表示の著作権登録に関する

米国著作権局の告示, 公布・施行される 1

SOFTIC

(財)ソフトウェア情報センター

〒105 東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル
TEL(03)437-3071 FAX(03)437-3398

©(財)ソフトウェア情報センター
1988
本誌記事の無断転載を禁じます。

この出版物は、日本自転車振興会から競輪収益の一部である機械工業振興資金の補助を受けて作成したものである。

スクリーン表示の著作権登録に関する 米国著作権局の告示, 公布・施行される

本誌第3号(1988-1-4)でご紹介したとおり米国著作権局は、著作権登録事務におけるコンピュータ・スクリーン表示の取扱いに関して1987年9月9日、10日の2日間、公聴会を開催した。公聴会においては12人の参考人が意見を述べ、また、別途35件の書面による見解が提出された。これらの見解等をふまえて著作権局は、本年(1988年)6月3日、大略以下のような告示を發した。

1. 告示のタイトル

コンピュータの画面表示の登録及び寄託に関する決定

2. 発効(施行)日

1988年6月6日

3. 決定内容の要約

(1) (ゲーム・ソフトにおける画面と音楽のように)いくつかの著作物性を帯びた「表現」がある場合にあつて

(イ) それらがすべて同一の権利者のものであり、且つ、プログラム・コード自体に組み込まれているために物理的には全体として1個の存在物となっている著作物“群”か、或いは

(ロ) プログラム・コード、及びこれとは別個の存在形態をとるものの、最初に発行される時にはプログラム・コードと一体となるものとして扱われる著作物“群”。

これらの各著作物“群”は、それぞれ“群”全体を「1個の作品」とみ

なし、登録手続き上も1件として扱う。

- (2) 前項の場合、プログラム・コード（即ち言語の著作物）として登録するか、スクリーン（視聴覚著作物）や音楽（同左）として登録するかは、当該「作品」の著作物性として、どの側面の著作物性が高いのか（即ちプログラム・コードに創作性が高い故に著作物となるのか、スクリーン表示の内容に創作性が高い故に著作物となるのか、などという事情）によって決定される（注：登録申請者のオプションでない点に要注意）。

- (3) 登録申請に際して申請人は、登録すべき著作物の表示として、単に

「entire work」又は

「computer program」

というように概括的に記載すれば足り、これによって前記(1)記載の著作物“群”全体に対して登録の効力が及ぶ。

しかし申請者は、スクリーン表示に関する著作物性を強調するために

「computer program code and screen displays」

等と表示して申請することもできる。

- (4) 登録申請者は、スクリーン表示を再生した資料（visual reproductions）を寄託する義務を負わない（即ち、申請者のオプションである）。但し、前記(3)後段のような記載方式によって申請する場合、即ちスクリーン表示の側面を強調するために

「computer program code and screen displays」

として登録申請した場合には、対象となるスクリーン表示のvisual reproductions（これは、当該スクリーン表示の創作性を証明するに足る内容でなければならない）を寄託しなければならない。この場合、著作権局は、寄託されたvisual reproductions等の資料に基づいて、当該スクリーン表示の著作物性を調査することになる。

(5) 著作物の登録に関する著作権局の方針は従前通りであり、本告示によって何ら変更されることはない。

上述のとおり、米国ではプログラムが出力する視聴覚“作品”の登録手続上の取扱いが、その当否は別として、明確に示された。ただ、前記3.(4)末尾部分の「著作権局は…スクリーン表示の著作物性を調査する」旨の記載内容については、現実の問題としてどのように運用されるのか本告示からは不明であり、関係者にとっては大いに関心のあるところであろう。

以上、米国への登録をお考えの方々にとってご参考となれば幸いである。なお、上記決定内容から了解されるとおり、本告示はテキスト画面を他のグラフィカルな要素をもつ画面と区別しておらず、実際、本告示の本文中にその旨が明記されているので、ご留意頂きたい。

(本告示の詳細な内容についてはS O F T I C調査研究室までご照会下さい。)